

番 号	3 陳情第 1 号 (まちづくり環境委員会付託)
受理年月日	令和 3 年 1 月 25 日
件 名	三鷹市プレミアム付商品券 (デジタル) 購入者の保護施策の要望
提 出 者	三鷹市在住 堀田 直孝
要 旨	
<p>(趣旨)</p> <p>下記のような行為を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三鷹市プレミアム付商品券 (デジタル) の使用期限末日残金額の返金規則策定など。 ・三鷹市プレミアム付商品券 (デジタル) の利用期限前に定期的に残金総額の公開と注意喚起など。 ・三鷹市プレミアム付商品券 (デジタル) の不対応機種の一覧の公開など。 ・商品券債務を履行する際に障害となる不具合の解消の実態と未解決の障害の公開。 <p>さらに、未解決不具合の検証の進捗の公開など。</p> <p>(理由)</p> <p>三鷹市プレミアム付商品券 (デジタル) を使用するためのシステムには、三鷹市が広報している制限を満たしている端末 (g o o g l e p i x e l 3 a 、 4 a 等) であっても使用することができないケースが発生している。三鷹市生活経済課に使用機種や不具合の症状を報告し改善を求めても、不具合の再現性の確認や原因の追求をせず、他の機種の調達を求められ、障害解消のめども知らされない。</p> <p>実際に利用の現場を見ても、アプリ起動から支払い完了までに要する手続ステップが多く時間もかかるので、スーパーのレジ等では社会的に容認される時間内で支払いを完了させることは難しく、結局は現金で支払うことになる。このような状況では、令和 3 年 2 月 28 日までに商品券 (デジタル) を使い切ることは難しいと考える。</p> <p>法的にも検討すると、三鷹市は商品券 (デジタル) の発行者ではなく直接債務を負っていないものの事業主催者であり、みずほ銀行による債務不履行が発生すれば、幫助に当たる可能性もあると考えられる。</p> <p>したがって、三鷹市として商品券 (デジタル) 購入者がスムーズに残額を使い切るための施策を実施し、さらに商品券の購入者に起因しない発生残額の返金施策を検討</p>	

しておく必要があると考える。